○内閣府令第二十五号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）第六条第一項の規定に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第一条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第一条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令

（趣旨）

第一条　この府令は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号。以下「法」という。）第六条第一項の規定に基づき、地方公共団体情報システム（法第二条第一項に規定する地方公共団体情報システムをいう。以下同じ。）のうち、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和四年デジタル庁・総務省令第一号）第一条に規定する事務の処理に係るシステム（以下「児童手当システム」という。）に必要とされる機能等（法第二条第二項に規定する機能等（法第五条第二項第三号イから二までに掲げる事項を除く。）をいう。以下同じ。）に関する標準化基準（法第五条第二項第四号に規定する標準化基準をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

（用語の意義）

第二条　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　機能要件の標準　機能等のうち地方公共団体情報システムの標準化のための統一的な基準を定めるべき情報システムの機能に関し要件を規定したものをいう。

二　帳票要件の標準　機能等のうち地方公共団体情報システムの標準化のための統一的な基準を定めるべき電磁的記録を出力する書面の様式に関し要件を規定したものをいう。

三　実装区分　地方公共団体情報システムに必ず実装しなければならない機能、地方公共団体情報システムに実装するか否かについて当該システムを開発する事業者が判断する機能又は地方公共団体情報システムに実装してはならない機能の別をいう。

四　適合基準日　地方公共団体情報システムが標準化基準に適合していなければならない日をいう。なお、適合基準日の定めは、地方公共団体情報システムが適合基準日前に標準化基準に適合することを妨げるものではなく、また、適合基準日以降引き続き適合することを要するものとする。

（児童手当システムに必要とされる機能等に関する標準化基準の構成）

第三条　児童手当システムに必要とされる機能等に関する標準化基準は、機能要件の標準及び帳票要件の標準で構成する。

（機能要件の標準）

第四条　児童手当システムの機能要件の標準は次のとおりとし、その細目並びに実装区分及び適合基準日については内閣総理大臣が定める。

一　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法第十七条第一項（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合及び旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）に規定する児童手当又は旧児童手当法附則第二条第一項の給付（以下「旧特例給付」という。）並びに児童手当法第七条第二項の児童手当の受給資格並びにその額についての認定に係る機能を備えること。

二　児童手当法第九条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）に規定する児童手当又は旧特例給付の額の改定に係る機能を備えること。

三　児童手当又は旧特例給付を支給すべき事由の消滅及び児童手当法第十二条（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の規定による未支払の児童手当又は旧特例給付に係る機能を備えること。

四　児童手当又は旧特例給付の受給者に関する情報の変更に係る機能を備えること。

五　児童手当法第十一条に規定する同法第二十六条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）又は児童手当法第二十六条第二項に規定する届出をしなかったことによる児童手当及び旧特例給付の支払の差止め並びに当該届出に係る機能を備えること。

六　児童手当法第八条第一項（同法第十七条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合及び旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の規定による児童手当又は旧特例給付の支給、児童手当法第十三条（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の規定による支払の調整、児童手当法第二十一条（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の規定による特別徴収に係る機能を備えること。

七　児童手当法第十一条に規定する同法第二十六条第三項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）に規定する書類の未提出による児童手当又は旧特例給付の支払の差止めに係る機能を備えること。

八　統計又は報告等に係る機能を備えること。

九　前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が定める機能を備えること。